

# 院外処方箋における疑義照会プロトコール

医療法人社団 朗愛会 こが病院

## 1. 原則

- ・先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合は、処方薬を後発医薬品に処方変更できない。
- ・「含量規格変更不可」又は「剤形変更不可」の記載がある場合は、その指示に従う。
- ・処方変更は、各医薬品の適応及び用法用量を順守した変更とする。  
また、安定性・溶解性・体内動態等を考慮し、利便性が向上する場合に限る。
- ・プロトコールに則り処方変更する場合は、患者に十分な説明を行い、同意を得た上で処方変更する。
- ・処方変更した場合は、「お薬手帳」等での情報提供を徹底する。
- ・疑義照会不要例に「麻薬」に関するものは除く。

## 2. 処方変更・調剤後の連絡

処方変更し調剤した場合は、変更内容を記入した処方箋と服薬情報提供書を下記のFAX番号に送信してください。  
プロトコールに基づき変更した場合に限らず、通常の疑義照会による変更の場合も同様にFAXでの連絡をお願いします。  
ただし、一般名処方に基づいて調剤した場合及び後発品の変更調剤については全て連絡不要とします。

(お薬手帳等での情報提供をお願いします)

FAX先：医療法人社団 朗愛会 こが病院 医事課 0152-61-0066

## 3. 疑義照会不要例

不要項目(麻薬に関するものは除く)		
例①	成分名が同一の銘柄変更	
	具体例	ジャヌビア錠50mg⇔グラクティブ錠50mg
		*先発品間でも可
例②	剤形変更(安定性・利便性の向上のための変更に限る)	
	具体例	ネキシウムカプセル20mg⇔ネキシウム懸濁用顆粒分包20mg アレロックOD錠5mg⇔アレロック錠5mg
		*用法・用量が変わらない場合のみ可 *安定性・溶解性等を考慮して変更すること *軟膏⇔クリーム、クリーム⇔軟膏の変更は不可
例③	別規格の薬剤がある場合の処方変更(安定性・利便性の向上のための変更に限る)	
	具体例	アダラートCR錠20mg2錠⇔アダラートCR錠40mg1錠 ワーファリン錠1mg0.5錠⇔ワーファリン錠0.5mg1錠 ヒルドイドソフト軟膏25g2本⇔ヒルドイドソフト軟膏50g1本

